

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【公開番号】特開2003-225590(P2003-225590A)

【公開日】平成15年8月12日(2003.8.12)

【出願番号】特願2002-26861(P2002-26861)

【国際特許分類第7版】

B 05 B 1/06

B 05 B 15/02

B 05 C 5/00

G 11 B 7/26

【F I】

B 05 B 1/06

B 05 B 15/02

B 05 C 5/00 101

G 11 B 7/26 531

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月31日(2005.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

【従来の技術】

一般に、光ディスクでは、プラスチック製の基板上に色素による記録膜が設けられている。この記録膜は、プラスチック製基板上に色素溶液を液体吐出用ノズルから滴下させ、スピンドルコート法により均一膜厚で薄膜状に形成したものである。

従来、液体吐出用ノズルとしては、下端部に色素液吐出口を開口した色素液ノズル管のみからなる一重管型のものが知られている。この一重管型のものは、金属製管体の下端部に色素液吐出口を開口した単純なものであり、色素液吐出後に吐出口周辺に色素が残留することを避けられない。

このため、色素残渣を洗浄液で十分に洗い落とさずにそのまま放置した場合には、新たに色素液を吐出させるときに色素残渣が洗い出されて基板面に塗布され、色素膜(記録膜)に膜厚や記録再生特性の異常部分が発生してしまい、正確な記録及び読み取りができないくなるという問題があった。色素残渣を十分に洗い落とすには、色素液吐出口を洗浄液中に浸漬したり、洗浄液を含ませた布類などで拭き取るなど面倒な手作業が必要であった。